

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金

寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)